

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 第3回地域福祉計画推進会議	
開 催 日 時	令和6年11月7日（木）14時00分～16時00分	
開 催 場 所	宍粟市役所 4階 401・402 会議室	
議長（委員長・会長）氏 名	地域福祉計画推進会議 会長 藤原 慶二	
委 氏 員 名	（出席者） 藤原慶二(会長)、澤田志保(副会長)、 波多野好則、三木勇人、春名郷子、鎌田恵司、 森田 圭、塚崎暁則、谷林由美、中林久美子、 井口明則	（欠席者） 竹森智鶴
事 務 局 氏 名	健康福祉部 安井次長、有元次長 健康福祉部社会福祉課 西嶋課長、大塚係長	
傍 聴 人 数	0 人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	☒ 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び報告事項） ① 開会 会長あいさつ ② 報告事項 ③ 協議事項 ・計画骨子の一部修正について【資料1】 ④ その他 ・今後のスケジュールについて ・推進会議委員意見書について ⑤閉会	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	・会議次第 ・出席者名簿 ・宍粟市地域福祉計画推進会議意見書 ・宍粟市地域福祉計画素案【資料1】 ・宍粟市地域福祉計画（概要版）【資料2】	
議 事 録 の 確 認 （ 記 名 ）	（委員長等） _____	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	1 開 会
会長	2 あいさつ 会長 あいさつ
事務局	3 報告事項 地域福祉計画の骨子（案）の変更点について、資料 1 を用いて説明。 （主な変更点） 前計画における活動指標に対する評価について、施策目標毎に評価の理由を追加した。（資料 1_59 頁から 68 頁） 第 3 章 計画の基本的な考え方について、第 2 回推進会議の意見をもとに整理した。（資料 1_71 頁から 74 頁） ＜質疑なし＞
事務局	4 協議事項 計画素案について 第 4 章 施策の展開のうち、基本目標 1 について説明。（資料 1_75 頁から 78 頁）
会長	宍粟市には地域の祭りというものがあるのか。
事務局	計画の福祉圏域（資料 1_73 頁）のように、自治会を単位としたものから、市を単位としたものまで、大小さまざまな祭りが行われている。
会長	別の会議に出席した際、伝統行事に子どもころから参加することが大切であるという意見があった。20 歳代や 30 歳代では、伝統行事にわずらわしさを感じるが、40 歳代・50 歳代になると、伝統行事は大切だと感じるようになって、参加するようになるということがある。このような循環（転出した人が戻ってくる）が地域づくりには必要ではないかと感じた。
事務局	20 歳代が参加したいと思う伝統行事が必要ではないかということか。
会長	そのような考えもあるが、20 歳代のときは参加しなくても、30 歳代・40 歳代になったときに、戻ってきたいと思えるような魅力的なものにするという考えもあると思う。

委員	地域によっては、子どもが少なくなり、自治会単位で行われてきた行事が近隣の自治会と合同で行われるようになったところもある。また、ライフスタイルの多様化などもあり、行事が当たり前に成立するのではなく、何とか成立させている印象を受けることもある。地域の行事は賑わいや見守りにも必要であると感じる。 質問になるが、社会福祉法人による公益的活動（資料 1_78 頁）は第 3 期計画でも記載されているが、具体的な取り組みが市のホームページにも掲載されていない。取り組みの進捗はどうなっているか。
事務局	県下では、社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）がこども食堂やひきこもり支援などの公益的活動を行っているところもある。宍粟市では、令和元年度に社会福祉法人連絡協議会が設立され、公益的活動に向けた協議が行われている段階であり、具体的な取り組みには至っていない。
委員	社会福祉法人連絡協議会で公益的活動が実施されていない理由として、協議会を構成する社会福祉法人は児童・障がい・高齢の 3 つの分野があり、それぞれの課題を出し合い、共通する項目等を整理する必要があることに加え、設立して間もなくして、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、その調整も思うように進まなかったことが挙げられる。
委員	社会福祉法人の公益的活動は、社会福祉法人が独自性をもって行わなければならないという認識であった。現在も行政が社会福祉法人連絡協議会に関わることで、円滑な運営ができていると感じているが、本来は社会福祉法人が自主的に取り組むものであり、計画に社会福祉法人による公益的活動を推進しますと記載することで、取り組みが行政任せにならないか危惧している。
事務局	社会福祉法人の公益的活動の推進については、地域福祉計画に盛り込むべき項目として整理されており、地域福祉を推進するうえで、社会福祉法人の公益的活動が実施・充実することは重要であると考えている。一方で、書き方により、行政が主導する取り組みと誤認し、自主性や独自性が失われる可能性については考えていなかったため、記載内容については再考したい。
委員	推進しますという言葉の主語が行政と考えてしまうために生じることにように思う。適当な言葉は思い浮かばないが、推進しますという言葉は別の言葉に置き換えてはどうか。

会長	社会福祉法人が発信しないと解決できない政策形成があると思う。高齢者関係であれば、地域ケア会議があり、そこからの政策形成が社会福祉法人を通じて可能になることなどが挙げられる。そのため、計画に社会福祉法人の公益的活動を明記することは意味のあることだと感じる。
委員	他市町の計画では、記載されているのか。
会長	ほとんどの市町で記載されている。
事務局	意見をふまえ、再考する。
会長	基本目標 2 へ移ります。
事務局	第 4 章 施策の展開のうち、基本目標 2 について説明（資料 1_79 頁から 82 頁）し、基本目標に対する評価指標の設定について意見を求める。
会長	81 頁の支える人は相談支援の専門職を含むのか。
事務局	支援が必要な人に何らかの支援を行っている人すべてを含んでおり、相談支援の専門職も含まれる。
会長	専門職に限定した支える仕組みであれば、スーパービジョンの体制などが該当すると思うが、地域福祉の活動を支える人を支えるにはどのようなことがあるのか整理する必要がある。
委員	自治会長の負担が大きいように感じている。特定の人に負担が集中しないような取り組みや仕組みはできないかと思う。
委員	近隣市町の老人クラブで世話役を担う人がおらず、4 割減少したという新聞記事があった。宍粟市でも数年の間に 10 クラブ程度は減少したが、比較的維持できていると考えている。 各種団体の運営支援として、世話役になられた人への相談対応がある。また、活動に関しては補助金など資金面に関するものがある。その他、活動する地域で話し合いする機会づくりや世話役に負担が集中しないよう役割分担を提案すること等がある。地域活動を行う団体の運営方法等は、その地域が最終的に決定することになるので、できることは限られているが、世話役などを担っている人が不安や負担に思っていることを聴くことが重

	要であると考えている。 （資料 1_81 頁）市の取り組みに「負担軽減」という言葉が使用されているが、計画などではあまり使用されていない言葉であり、少し違和感があった。そのため、言葉を置き換えられないかと考えたが、適当な言葉が思い浮かばず、「負担軽減」という言葉が分かりやすくいいのではないかと今は感じている。
会長	「負担軽減」するためには、仕事を増やさないということが大切に感じる。
委員	各種団体の役員改選時には、現職の人が「役をおりようと考えている」、「上部組織の脱退を考えている」など、様々な相談が寄せられる。しかしながら、役員や運営方針が決まると、一生懸命活動されていることから、不安が大きい時期の関わりが重要であると思う。
会長	組織体系のあり方について、現在のような階層型の組織を継続するのか、それとも D A O（特定の管理者が存在せず、組織を構成する人が自律的に意思決定して組織を運営する形態）のような分散型自律組織にしていくのかで、世話役となる人の負担軽減の取り組みは大きく変わる。一方で、団体の長にやりがいなどを感じている人もいるため、組織のあり方について一律に見直すことは難しい。
事務局	支援する対象も変化する中で、支援のあり方を見直すことも負担軽減につながると考えている。例えば、65 歳以上が高齢者とされるため、65 歳以上の人の全てを見守りの対象としてきた活動も、65 歳以上でも仕事を続けている人や様々な活動に参加している人は対象としないことで、活動の目的を達成しつつ、負担軽減にもつながるといふものがある。
会長	（資料 1_81 頁）市の取り組みを読んだとき、負担軽減のためにオンライン化していきますと言っているように感じる。事務局の発言のように具体的な例を挙げると、分かりやすいのではないか。
事務局	意見をもとに市の取り組み内容を再考する。
委員	専門職を支える仕組みとして、スーパービジョンの話があった。実際に専門職の中には、相談や対応に悩んでいる人がおり、専門職団体でも、支援者支援の体制・スーパービジョンについて考えている。スーパービジョン

事務局	の基本的な考え方として、ソーシャルサポート理論がある。この理論は、 ①情緒的サポート（共感や愛情の提供） ②道具的サポート（形ある物やサービスの提供） ③情動的サポート（問題の解決に必要なアドバイスや情報の提供） ④評価的サポート（肯定的な評価の提供） の4つに分けることができるものである。この4つのサポートのうち、どのサポートが必要であるかは、人やタイミングなどにより異なるため、市の取り組みを整理するときに気をつけてもらいたい。 これまでの意見と合わせて、市の取り組み内容を再考する。
委員	資料1_82頁の市の取り組みの「3」に避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉委員等と連携しとあるが、連携して支援するためには、支援を必要とする人の情報等を共有したうえで、役割分担等をしておく必要がある。しかしながら、連携する組織間で個人情報情報の壁があり、共有できる情報が限られている現状がある。近年は地震以外にも線状降水帯などによる自然災害も増えていることから、実際の災害を想定し、必要な準備ができるよう防災の担当課とも個人情報の取り扱いについて十分に協議してもらいたい。
委員	災害発生後に砂防ダムが建設されるなど、対応が防災になっていない。災害は発生するものであるという意識を持つ必要がある。
会長	ハザードマップで危険エリアとなっている地域の住民をハザードマップ上で安全とされるエリアに移住してもらい、コンパクトシティにするという計画を考えている市町もある。しかしながら、移住により地域を解体し、移住先で再度地域を構築するところまで考えられているかと言うと、そこまでの考えには至っていないようである。安全なエリアに移住してもらうことは災害を研究する人の立場からは正しい施策と言えるが、地域福祉を研究する人からは正しい施策ではない。防災は砂防ダムなどのハード面と地域の助け合いなどのソフト面の両輪で行われなければならないものであるという考えを前提に防災担当課との協議を行い、地域福祉計画ではソフト面から市の取り組みを整理してもらいたい。 基本目標3へ移ります。
事務局	第4章 施策の展開のうち、基本目標3について説明（資料1_83頁から

	85 頁)
委員	困っている人の中には、なかなか人に相談できない人がいると思うが、そのような人をどのようにして支援につなげようと考えているのか。
事務局	委員の意見のとおり、困りごとを抱えている人の中には、相談することができない人もいることを前提に考えている。この基本目標の市の取り組みでは、専門的な相談窓口を増やすのではなく、〇〇で困っているという相談や困っているかもしれないという情報を受けた部署が、その困りごとの背景には、別の困りごともあるかもしれない。その困りごとは個人ではなく、世帯に課題があるかもしれないという考えを持って対応すること。個人だけではなく、世帯を含めて支援するために、様々な関係機関が連携して支援することを整理しています。
委員	困りごとを発見するために訪問するのではなく、困りごとに気づくことができる関係づくりが大切と思う。
会長	地域のつながりが強いところでは、近隣の人が困りごとに気づいたとき、直接確認したり、相談機関に連絡したりすることで支援につながる可以考虑。一方で、集合住宅の中には、騒音などがあっても直接的なやりとりはせず、管理会社に連絡しなければならないという契約で入居しているところでは、地域のつながりが強いところと比べて支援につながりにくくなっていることが考えられる。このように地域の特性なども考えて、困りごとを相談しにくい人を支援につなげるための取り組みが必要である。
委員	共通する困りごとがあっても、生活を取り巻く環境は異なるため、支援においては、困っている人や世帯の状況を的確に把握し、適切な支援を行ってほしい。
委員	資料 1_85 頁の市の取り組みの「2」の多機関協働ネットワークづくりの推進について、経済的に豊かではない世帯の主たる生計維持者が病気のために働けなくなり、同居する家族には、介護を必要とする人と小さな子どもがいる世帯の場合、病気で働けなくなったことで、生活がさらに困窮し、そのことで介護の費用や子育ての費用が負担できなくなるという悪循環が起きることになる。このような世帯の支援には、生活困窮・高齢・児童の支援を担当する者と様々な関係機関の連携ネットワークによる支援が必要

	であるという考えから市の取り組みにしたと認識している。しかしながら、このような世帯の支援に携わっている専門職として、生活困窮者や高齢、児童といった分野別の相談対応はできているが、支援が必要な世帯に対して、現在の状況がどのようになっているのか。支援はどこまで進んでおり、今後の支援はどのように進めていくかをコーディネートする人がおらず、行政の担当者間で連携ネットワークが構築できていないように感じる。福祉制度は充実してきているが、例示したケースの場合、分野間のつながりができないと対応できないことから、ネットワークづくりの推進も大切であると思うが、そのネットワークをコントロールする窓口が必要ではないかと強く感じており、計画に盛り込んでもらいたいと考えている。この点について、どのように考えているのか。
事務局	包括的な支援体制づくりを進めるためには、包括的な総合相談窓口が必要であると考え、全国には福祉の総合相談窓口を設置した市町が多くあると聞いている。しかしながら、そのような市町の中には、複合化・複雑化した事例の支援をコーディネートするのではなく、直接支援する窓口になってしまい、包括的な支援体制づくりがうまく進んでいない事例も少なくないと聞いている。委員が必要と感じている体制を実現するためには、一つの窓口が全てをコーディネートするのではなく、全ての部署が支援する過程の中で、コーディネートすることがあり、そうしなければならないと認識する必要があると考えている。 委員の意見のとおり、複合化・複雑化した困りごとのある人を支援するうえで、支援をコーディネートする役割が必要であるということは認識しているが、まずは連携やネットワークが必要なのかを正しく理解し、その体制を構築することが必要ではないかと考え、市の取り組みをまとめている。
会長	現在の市の取り組みの書き方の場合、ネットワークをつくることが目的のように感じてしまうことに危機感を感じての意見であったように思う。ネットワークをつくることが目的なのか手段なのかを整理する必要がある。
事務局	現在も部局間の連携を行っており、その連携を進めたいと考えている。
委員	現行の福祉制度に複数該当する人の支援について、部局間の連携が図られていることについては理解している。しかしながら、それは制度の対象となる人についての話であり、いわゆる制度の狭間の人について、誰が支援しているのか。またどのように共有しているのかと言えば、不十分ではな

	いかという意見である。
事務局	委員の意見については、本来、生活困窮者自立支援制度が始まったことで、解消されるべきものであるが、生活困窮者自立支援制度は制度の狭間の支援を目的としながらも、生活困窮という要件を設けて運用されてしまい、結果として、生活困窮者自立支援制度の対象とならなかった人は制度の狭間に陥ってしまう現状である。そのため、国では、包括的な支援体制づくりを進めることで、制度の狭間をなくそうと、重層的支援体制整備事業を推進しているところである。本市においても、制度の狭間がなくなるよう重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を進めるためにも、まずは既存の分野別の福祉担当が連携したネットワークを構築する意味を正しく理解する必要があると考えている。 これまでの意見と合わせて、市の取り組みを再考する。
会長	第5章・第6章の部分に進みます。
事務局	第5章・第6章について説明（資料1_86頁から108頁）
委員	資料1_88頁の再犯防止推進計画について、地域福祉計画に包含することから、推進会議の中で見ていただく必要があると思うがどうか。
会長	事務局と計画の中心となる保護司会等の団体で策定に向けて進めてもらい、その内容を確認する形をとるということで、委員の皆さんはいかがでしょうか。 ＜異議なし＞
委員	資料1_88頁に平成14年をピークに減少が続いているとあるが、近年は前年比で増加していることから、文章の見直しが必要と思う。 この計画は、国の第二次再犯防止推進計画の5つの基本方針に基づき、市でも取り組みを進めるという意味で、策定の背景と趣旨が簡略にまとめられていると思うが、アンケート調査の結果として、立ち直りを支援したくない理由として、どのように接したらいいかわからないや具体的なイメージが持てないという人が多くなっている。地域福祉計画では、誰一人取り残さない、孤立させない、おいてかないことをめざしており、犯罪をしてしまった人も取り残さない、孤立させない、おいてかない人に含まれており、地域の中で生活することができるよう取り組むということを記載して

	もらいたい。 資料 1 _94 頁の再犯防止に向けた取り組みの内容に保護司など更生保護関係者と記載されている部分について、具体的にその取り組みを行う団体が決まっているものを除き、更生保護関係者とまとめてもいいのではないかなと思う。 教育委員会を中心に、保護者・教諭を対象にした公開型のケース検討会なども行われており、更生保護の活動には学校や青少年育成センターなどの協力が非常に重要であることから、教育委員会と調整のうえ、それらを取り組みの内容に追加してもらいたい。 保護司が支援している人は、必要な支援、配慮しなければならないこと等が様々であるため、必要に応じて行政の保健師や就労支援員などの専門職が保護司に助言する等の取り組みが必要であると思う。 また、資料 1 _107 頁の今後の取り組みについて、成年後見制度の周知を推進してもらいたい。資料 1 _65 頁を見ると、成年後見制度に関する相談が増えている中、同 108 頁の担い手の確保が非常に重要であると思う。市民後見人が増えるよう取り組みを進めてもらいたい。
会長	再犯防止推進計画の部分では、行政施設を面談場所として利用できるようにするなどの協力を行っている市町もあるので、更生保護関係者が安心・安全に活動することができるよう環境を整えることを取り組みに入れることも、委員の意見と合わせて、考えてもらいたい。
委員	行政施設の利用については、すでに取り組みがされており、安全・安心な活動を支援する取り組みとして入れてもいいと思う。
委員	更生施設は市内にあるのか。
事務局	ない。
委員	犯罪をしてしまった人が就職しようとしたとき、受け入れる企業は多くないように思うが実際はどうなっているのか。
委員	就職の支援が必要な場合、保護司がハローワークに同行して相談したり、個人的に企業にお願いしたりするなどの対応をすることがあるとは聞いている。

事務局	委員の意見のような課題があり、その課題を解消することで、罪を犯してしまった人も地域の中で生活ができるよう取り組みを進めることが計画の目的であるので、意見を参考に整理したい。
会長	素案については、容量も大きいため、繰り返し確認する中で、疑問に思うことなどもあると思う。そのときは、事務局に伝えるようお願いしたい。
事務局	5「その他」として、今後のスケジュール、宍粟市地域福祉計画推進会議委員意見書について説明。 ＜質問等なし＞ 6 閉会